

午後3時00分 開会

議長（野口哲男君） 平成21年第1回別府市議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから、開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

開議に先立ち、去る4月13日付で新会派の「創世会」が結成されたことに伴い、議会運営委員会の委員構成が変更となったため、議長において、別府市議会委員会条例第13条及び第7条第1項の規定に基づき、浜野弘君の委員辞任を許可するとともに、新たに長野恭紘君を委員に選任し、また行財政・議会改革等推進特別委員会におきましても、黒木愛一郎君の委員辞任を許可するとともに、新たに乙咩千代子君を選任いたしましたので、御報告いたします。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号により行います。

日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

3番 原 田 孝 司 君

7番 長 野 恭 紘 君

21番 清 成 宣 明 君

以上3名の方々をお願いいたします。

次に、日程第2により、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付しております会期日程のとおり、本日1日といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3により、議第49号平成21年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第50号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についての以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 平成21年第1回臨時会の開会に先立ち、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、お忙しい中、本日の臨時会の開催に当たり御協力いただきましたことについて、まず、心よりお礼を申し上げます。

また、これまで厳しい経済状況が続く中、多くの議員各位より「景気対策を」との御要望をいただいておりますので、平成21年第2回市議会定例会におきまして、市独自の景気対策を盛り込んだ補正予算、さらに、国会で審議中であります国の第1次補正予算関連の景気対策につきまして、幅広い経済波及効果が期待できる施策を盛り込んだ補正予算を追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、御説明いたします。

ただいま上程されました議第49号平成21年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成20年度別府市国民健康保険事業特別会計の決算見込みに歳入不足を生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行おうとするものであります。

次に、議第50号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてにつきましては、平成21年5月1日に出された人事院の勧告及び同月12日に出された大分県人事委員会の勧告

にかんがみ、職員に対して同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額するとともに、市長、議員等に対して同月に支給する期末手当の額も暫定的に減額しようとするものであります。

以上をもちまして、提出いたしました各議案の説明を終わります。何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（野口哲男君） 以上で、上程中の議案2件に対する提案理由の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手をお願いいたします。

14番（平野文活君） それでは、議第49号の方から質疑を行わせていただきます。

今回の議案は、説明がありましたように7億1,620万円の前年度繰上充用金という形で提案をされております。これは、20年度の決算に当たり累積赤字分を21年度の会計から補てんをするというものでありまして、会計処理としてはやむを得ないと考えております。しかしながら、若干の疑問点もありますので、質疑をさせていただきます。

まず第1に、20年度に大幅値上げをしたわけですね。私どもは、御承知のようにいわゆる75歳以上の方が後期高齢者の方に移った、それまでの累積赤字を全部残された加入者にかぶせる、これは不当ではないかということで反対をさせていただきました。そこで、可決をされた値上げの理由としては、5年間で累積赤字を解消するというので、いうなら5カ年計画というのを試算したわけでありまして、このときの平成19年度末の累積赤字額の見込みが7億9,500万円余り、約8億円という試算表が出ておりましたですね。これを5年間で解消することになりますと、1年間に1億6,000万円ずつ単年度の収支では黒字を出さなければならぬ、こういうことで3割から、多い人は5割という大幅な値上げになったわけでありまして、ところが、19年度の最終の決算では、この累積赤字が約8億と見込んでいたものが大幅に上回った、赤字が大きくふえたということを知っておりますが、最終的には19年度末の累積赤字はどれくらいになったのでしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

19年度末の確定の累積赤字額は、約9億2,000万でございます。

14番（平野文活君） 8億程度と見込んでいたのが9億2,000万円に赤字が膨らんだ。つまり1億2,000万円くらい見込みを上回ったわけですね。提案をされた事務局としても、これは大変だと思ったと思うのです。いうならば値上げ幅が少な過ぎたのではないかと、これでは5カ年で赤字の解消ができないのではないかと、こう思ったのではないかと、このように思うのです。9億2,000万円を5で割ると1億8,400万円。これだけの単年度の黒字が必要なのに、1億6,000万円の黒字しか見込んでいないということになるわけですから、大変だと思ったのではないかと思います。

ところが、値上げをした平成20年度の決算見込みでは、単年度の収支はどれくらいの黒字になったか、教えていただきたいと思っております。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

約2億でございます。

14番（平野文活君） 2億の黒字になりそうだということですね。5カ年計画では単年度収支を1億6,000万円の黒字と見込んでいたけれども、実際には2億円の黒字になった。これはどういうことなのかなというふうに思います。いわば値上げのし過ぎだったのではないかと、こう思うのですが、あるいは収納率が非常に高まったのかどうか、そこら辺もあると思っておりますが、19年度と20年度の収納率はどうなったのでしょうか。また、5カ年計画での収納率は何%に設定をしていたのでしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

19年度の収納率は88.06%でございます。それから、20年度の収納率の見込みでは、

今のところ82.31でございます。それから算定時、平成19年度における税率改正の当時の収納率の見込みは、90%でございます。

14番（平野文活君） 収納率90%を見込んでいたけれども、実際は83%に満たない、82%台に落ち込んだということですね。では、なぜこれだけの黒字になるのかという、非常に疑問になります。

この疑問はさておき、この収納率がこれだけ大幅に落ち込んだ原因について、当局はどのように分析をしておりますか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

収納率が、前年度に比べて6%前後の落ち込みの見込みということでございます。その原因につきましては、20年度から国の医療制度改革によりまして、国保加入者の約30%を占める比較的収納率の高い75歳以上の後期高齢者の方々が後期高齢者医療制度の方へ移ったことが、まず一つ上げられると思います。それから2番目としまして、昨年から景気が下降局面にある。そういうことで特に経済、雇用情勢が厳しかったこと。それから、御指摘の平成20年度における税率改正で税額がアップしたこと。また、国保制度につきましては、相互扶助に基づく医療保険制度ということでございまして、収入・所得がなくても所得税とか住民税というような非課税措置がございません。それから、最後なのですけれども、加入世帯の50%以上の方が国の法定の軽減措置、7割・5割・2割の軽減措置の該当世帯であるということで、低所得者の割合が高いこと。そういう要因が複合して、収納率の減少につながっているのではないかと推測しているところでございます。

14番（平野文活君） 75歳以上が後期に移ったとか景気の悪化、値上げの影響、非課税世帯でも課税をされる、また低所得者が多い、こういう五つの要因を指摘されましたが、私もそのとおりだというふうに思うのですね。一言で言えば、低所得者が多い中で急激な経済危機が襲っている。こういう加入者が置かれている実情と申しますが、そういうものが収納率の低下に反映をしているのではないかというふうに思います。

値上げ以降、多くの市民から市役所にはたくさんの抗議の問い合わせなどが相次いだというふうに聞いておりますが、21年度はそうしたものを受けて若干の値下げが行われた。これは非常に歓迎をすることではあります。83%に満たない収納率というのはやっぱり異常な事態だ、しかし、それでも2億の黒字が出る、これもまた異常な事態だと私は思うのですよね。ですから、さまざまな手法があると思いますが、いかに今のような状況の中で負担軽減をしていくかということについては、毎年見直しをしていただきたいということを思いますが、いかがでしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

税率の今後の見直しということでございますが、これまでの経緯を踏まえまして、やっぱり医療費に見合った税率、それから、先ほど申してまいりました軽減制度を維持するためにやっぱり応能割、応益割の50%、50%の割合、そういうことも関連します。税率につきましては、毎年毎年検証していきたいと考えております。

14番（平野文活君） 国保の最後に、天引きの問題についてお伺いしたいのですね。65歳から74歳までの方の、一定の条件がありますが、国保税を天引きするということになりました。この天引きについてもいろんな批判が、これは後期の保険料も同じですが、批判があって、口座振り替えも可能だ、こういうふうに修正がされました。どれくらいの世帯がこの口座振り替えの申請をしているのか、教えていただきたいと思っております。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えします。

世帯数が全体で2万2,924ということで、特別徴収の方の平成20年4月は、そのうちの3,696件が特別徴収、それから口座の申し出による停止件数といたしまして781件ということで、平成21年2月現在では、天引きによる徴収につきましては2,570というこ

とになっております。

14番(平野文活君) 昨年4月の時点で3,696世帯が天引きされていましたが、ことしの2月時点では781世帯が口座振り替えに切りかえた、こういう御答弁でございました。前もっていただいた資料を見ますと、2万2,000世帯の全体の中でどれくらいの方が口座振り替えをしているかということ、約4割の方が口座振り替えをしていますね。だから65歳以上の方の約2割というのは、全体からすれば低過ぎると思います。

天引きと口座振り替えはどこが違うかといいますと、通帳に記録が残らない。天引きをされたら、年金から引かれた分が年金の通帳に入るのでですね。口座振り替えというのは、年金受給額がそのまま入って、その中から国保に何ぼ引かれましたという記録が通帳に残ります。ですから、そういう点では、いうなら納税者の納得が得やすい、納得のできるものなわけです。ですから、私は、天引きはある意味では有無を言わずしているわけで、法律によって、何も1人1人の了解をとってないわけです。ですから、天引き、あと残されている8割の方々に対しても、「口座振り替えが可能ですよ」という通知をやっぱりその都度納付書のときにはすべきだというふうに思いますが、引き続きそういう通知はされますか。

保険年金課長(加藤陽三君) お答えいたします。

天引きの方々に対する口座振り替えの申し出の関係でございますが、過去、平成20年7月に1回、それから21年度につきましては1月に、そういうことが可能であるという文書を送付しております。

14番(平野文活君) 引き続き通知をしていただきたいと思います。

次に、第50号について質疑を行います。

今回のボーナスカット、これの目的は何か、減額される金額はどれくらいか、お答えを願いたいと思います。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

今回の一部凍結の趣旨でございますけれども、昨年からの急速な世界経済の悪化が、国内の民間企業にも深刻な影響を与え、民間の春闘における夏期一時金の決定状況に大きな変動が予測されるとし、人事院は緊急に民間企業の夏期一時金の調査を行い、民間の夏期一時金と公務における特別給に大きな格差があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいということで、6月に支給する期末勤勉手当につきまして一部凍結ということになりました。また、12月期の特別給で1年分を精算するということは大きな減額となる可能性もあるということから、凍結ということになりました。

また、この凍結での影響額でございますけれども、今回の勧告による削減額につきましては、水道局も含めて特別職で約350万円、一般職で約8,500万円、再任用職員で約42万円、合計で約8,900万円の削減額となります。

14番(平野文活君) 経済危機の中で、官民格差の是正ということが言われたと思います。また、総額8,900万円。

今回は、先ほど説明がありましたように、附則の改定で、また暫定的な減額、「凍結」という言葉も使われておりますが、そういう提案なのですが、本則を改定するのは何月議会のような見通しなのか。その際、今回提案されている一般職員の場合0.2月減額ということですが、1年間通した、いうなら官民格差の是正ということで1年間通したら、さらにこれに上乘せして減額の額がふえる可能性もあるのかどうか、そこら辺はどう考えていますか。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

今回の改正につきましては、先ほども申しましたように、あくまで暫定的な措置によるものであるということでございます。今後、8月の人事院勧告で新たに勧告が出た場合、本則を改定する予定でございます。その改定につきましては、例年12月の補正で対応させていただいておりますので、今回もそういった形を考えております。また、8月での人勧につきましては、

さらに引き下げられるという可能性もあるということで、現状ではまだちょっとわかりませんが、そういった状況でございます。

14番（平野文活君） 今回は条例改定だけで、予算上の措置はないわけですね。12月に本則改定というお話がありましたが、そうすると12月で予算上の補正も行うということになるかと思うのですけれども、この減額分というのはどういう扱いに、予算上はどういう扱いなのでしょう。

企画部長（梅木 武君） 減額分について予算上の扱いはどうなるのかということでございますが、端的に言いましたら、今計上されている予算からその相当額が減額されるということでございます。

14番（平野文活君） 通常の場合、そういう場合不用額として計上されるような会計処理が行われますね。私は、今のような経済情勢のもとで、この不用額ではなく臨時の経済対策の財源として充てるということも当然考えるべきではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺はどう考えておりますか。

政策推進課長（浜口善友君） お答えいたします。

人事院勧告によります期末勤勉手当の一部凍結というふうな部分につきましての影響額を、何か経済対策の財源にできないかというふうなことでございますが、基本的に今回の減額と経済対策とは、実質的に異なるものでございまして、別個にお考えをいただきたいというふうに思っております。

14番（平野文活君） これは別個に考えるというのは、あなた方のお考えでしょうけれども、私は、表裏一体だと思っております。つまり、経済危機を一つの理由にして大企業を初め民間が、派遣切りを初め、あるいはボーナスカットを含め人件費にしわ寄せをしているわけです。そこへ持ってきて「官民格差の是正」という名で公務員のボーナスもカットするのだと。年間を通しては、さらに上乘せの減額があるかもしれぬということもありましたですね。そうすると別府市の財政だけでいっても、8,900万円が1億を超えるような減額ということにもなりかねないわけでしょう。

私は、この賃下げ競争といいますが、この賃下げ競争が消費を押し下げるという側面が非常に強いと思っております。人事院の調査でも、あるいは県の人事委員会の調査でも、調査時点では8割の企業が夏期手当については未定だ、決まった約2割のことを参考にして今回の提案があるわけで、つまり8割は今から決めるということになりますね。そうすると今回の公務員の減額が、民間にさらにマイナスの影響を与える、そういう可能性はないのかというふうに思うのですよ。

5月21日の衆議院の総務委員会で我が党の塩川議員が、「民間の一時金引き下げの口実に使われるのでは」というふうに質問をしたのに対して、人事院の谷総裁も、「多くの方に何らかの影響を与える」というふうに答弁をされております。そういう、さらに民間の人件費押し下げの口実にもされる、そういうマイナスの影響を与える、そういう危険性、可能性というのはありませんか。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

議員御指摘のような形で、中小企業などでは労使交渉が現在も続いております。その中で公務員の一時金凍結が実施されれば、中小地場企業の一時金に多大な影響を与えることが予測されております。100年に1度の危機と言われる経済不況におきまして、賃下げ圧力が増すことは内需に大きな打撃を与え、景気悪化にさらに拍車をかけることとなりかねないという意見があることも承知しております。しかし、公務員給与の決定の原則等から、また市民の皆様の御理解をいただくためにも、給与改定に当たり人事院勧告をよりどころとしてきたことにつきましても、御理解願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

14番（平野文活君） そういう危険性というのは、政府自身も人事院自身も認めておるわ

けですね。ですから、先ほど聞いたように、それでも1億近い減額をやるというのであれば、この浮いたお金というのは、やっぱり直ちに経済の底上げに生かす必要があるのではないかと、そのために活用すべきだと私は思うのですよ。もう一度そこら辺の検討について、検討できるかどうか答弁願いたいと思います。

企画部長（梅木 武君） 先ほど政策推進課長が今回の件と、浮いたお金を不用額で出すのではなくて経済対策に回せないかという御質問に対して、「別個のものだと考えております」ということで答弁させていただきました。その心としましては、先ほど市長が提案理由に先立ちまして申し上げましたように、次回の6月補正では、さっき言った不用額とは別個に市独自の単独分の景気浮揚対策と、今、国会で議論されている国の第1次補正予算に対応した幅広い波及効果のある補正予算を考えておる、その心はそういう意味でありまして、当然今、議員さんが言われた8,900万の何倍にもなろうかと考えております。

14番（平野文活君） それこそ、それはまた別個の問題なのです。私は前の議会でも言いましたように、国が何次にもわたる景気対策でお金を出しているにもかかわらず、この別府市では十分に活用してこなかったという問題がありますからね。また、今その補正が成立をした、それを受けてまた何らかのお金が来ますから、別府市としてそういうお金を活用して景気対策を組むということは、当然のことだと思います。

私が今問題にしておるのは、この賃下げ競争にそういうマイナスの影響を与えるのはもう間違いない。ですから、この浮いたお金もさらに経済政策にも使うべきだ、こう言っているわけでありまして。これは、もうこれ以上言いません。

いずれにしても、こうした賃下げ競争が国民の消費購買力をさらに冷え込ませて、日本経済に悪影響を与えるということは、もう明らかであります。したがって、今回の第50号は、1条から5条まであるわけでありまして、本来なら別々の条例ですから別個の議案として出されるべきだと私は思うのですけれども、今回、一括して出されております。このうち2条から5条については、市長や副市長、議員あるいは教育長、水道局管理者、こういった方々に対する減額でありまして、この減額については、市長や議員などは政治家として今日の経済危機の中でそれに政策的にどう対応するかという政治の責任の一端を担っているわけですから、そういう意味でのこの2条から5条についての減額には賛成です。しかしながら、何の責任もない一般職員にかかわる第1条には反対であるということを示して、議案質疑を終わります。

26番（泉 武弘君） 市長、実は東京、埼玉に出張してました。それで今回、松川委員長に帯同して出張したわけですが、大変実り多い研修になりました。目黒区では、学校給食調理業務の委託、中学校10校、小学校22校を、すでに民間に調理委託をいたしておりました。1校当たり3,500万経費が削減でき、全部で約5億の削減ができたそうです。

それで教育長、この中で特に注目してお聞きしたのは、自校炊飯も委託の中に入っているそうでございます。こういう説明がありました。これは委員長からまた報告書が上がると思いますが、市長も教育長もぜひとも、この委員長の行政視察報告を目を通していただければなと、こう思っています。

それから、志木市では、財政非常事態宣言をやっていまして、それが非常事態脱却宣言までつながってました。この非常事態宣言をやったときの経常収支比率が84%、将来負担率4.1%という状況の中で財政非常事態宣言をやってます。それで現在では経常収支82%、こういう状況なのですね。やはり全国では、財政を見る目が大変厳しい首長さんがいらっしゃるというのを間近に見ることができました。

ちなみに、私がいつも反対いたしております職員厚生会に対する公費負担は、目黒区、志木市ともゼロであったことも申し添えて、質問に入ります。

今回、凍結に伴って約9,000万円の経費が削減になりますけれども、その内容について、内容というか、特別職それから一般職、聞き及びますと、再任用職員の期末と勤勉も含んでい

るようでございますけれども、内容を詳しく説明してください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

再任用職員につきましては、地方公務員法第28条の4及び第28条の5に定められておりますように、定年退職者等を従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができるのとされている制度であり、現在、短時間勤務も認められております。

再任用職員の制度につきましては、これまでの長年の知識・経験を退職後も公務に役立てていただくという趣旨から設けられており、職務内容といたしましては、正規の職員と同様の責任と業務を担っていただくこととしております。このような理由から、給与等の勤務労働条件も生活給的な手当、例えば扶養手当や住居手当等は支給されませんが、通勤手当等は支給されることとなっており、期末・勤勉手当についても支給されることとなっております。

26番（泉 武弘君） 嘱託職員、臨時職員には、期末・勤勉は支払われるわけですか。御答弁ください。

職員課長（豊永健司君） 臨時職員、非常勤職員につきましては、支払われておりません。

26番（泉 武弘君） 県下の、再任用職員に対する期末手当並びに勤勉手当の実施状況を調査しました。まず支払っているところは、大分、別府、中津、竹田、杵築、宇佐、国東、こういうところは支払っています。そのほかは支払っていません。

これは市民の感情からして、一たん退職した人が再雇用されたものに期末手当・勤勉手当を払うというのは、市民の目線から見れば私は理解が得られないと思うのです。この中で日田市、佐伯市、臼杵、津久見、豊後高田、由布、日出町、九重、玖珠、こういうところは勤勉それから期末ありますけれども、これは運用していません。こういうふうになってきますと、なぜ再任用の、いわゆる市を退職した職員だけに期末・勤勉手当が支払われるのかというのが、市民の大方の疑問だろうと思うのです。

もう一度お尋ねします。なぜ——「市職員のOB」と申し上げた方がわかりやすいと思いますが——市の職員のOBが雇用された場合だけ期末・勤勉が支払われるのですか。どうしてその必要性があるのか。この2点、御答弁ください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

再任用職員といたしましても、正規の職員と同様の責任と業務を担っていくという観点から支給いたしております。また、国の一般職につきましても、こういった形の法律の中で再任用に対する規定というものがございまして、国と同じ率で支払っているというのが現状でございます。

26番（泉 武弘君） 類団比較をするというのはどうかと思いますけれども、県下14市の中でも払っていない市の方が多いのです。今、職員課長が答弁された、職務内容が正規職員並みの仕事内容を持つから支払っているのだ、こう言われましたけれども、一たんやめるわけでしょう。一たんやめる、一たん60歳定年でやめる。その方を再雇用する。その方にさらに期末手当・勤勉手当を払うというのは、人事院の凍結内容からしても、私は許されざることではないかということだけ指摘をしておきたいと思うのであります。

さて、そこで次の質問に移りますが、17年度の県下の市町村の分配所得ですね。これは別府市の場合どのくらいなのか。それで、大分県所得に対する格差、これはどのくらいが実数として出ているのか、説明してください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

別府市の市民所得につきましては、平成17年度でございますが、190万8,000円でございます。県の平均につきましては260万8,000円で、その格差につきましては70万円という形です。また、所得順位につきましては、14市中12位という形で発表されております。

26番(泉 武弘君) 市長、今お聞きのとおりなのですね。別府市の市民1人当たりの分配所得を見ますと、大分県14市の中で別府市は12番目なのですね。分配所得300万という市は、大分県では大分市だけが327万4,000円。別府市は、何と分配所得が190万しかない。ずっと拾っていきましても、圧倒的に悪いところに位置しているのが別府市の市民の分配所得である、こういうふうに申し上げてもいいと思うのです。そういう中であるのにもかかわらず、再任用職員に期末・勤勉手当を払っている。これが別府市の実情なのです。

それから、県平均に対する1人当たりの市町村民所得の格差を見ますと、先ほど職員課長が説明いただきましたように、県平均100に対して73%しか別府市の場合はない、これが実情なのです。

そこで、分配所得だけ見ていきますと190万ですけれども、勤労者所得を見ていきますと、この190万という数字は必ずしも当てはまりません。そこで、市民税の所得割課税者の給与所得者3万8,221名、これは平成20年度ですね、これの総所得金額から課税者数を割りますと、別府市の給与所得者の平均年収は250万から260万の間ということになっていきます。

そこで、公務員給与とどのくらいの乖離があるかということも、実は調査をさせていただきました。これは調査資料によりますと、20年度の職員職種別平均年収を見ますと、一般行政職で平均年収は617万となっています。技能労務職では600万、教育職では677万、消防職では613万、平均しますと629万となろうかと思えます。先ほどの市民勤労者の1人当たり所得250から260万から見ると、2倍強という数字になっています。これを部長級で見ていきますと、平均年収は925万、課長級で見ていきますと873万という所得になってきます。平均しますと880万。一般の勤労者所得の3倍ということになります。この給与について、法律では民間の給与の実態を給与の実態に照らして給与水準を決めなければならない、こういう定めがありますけれども、今、私が申し上げた民間給与の実態から見て、当市の給与水準にはどのような点が反映されているのか、具体的に説明してください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第14条、情勢の適用の原則と、議員御指摘の地方公務員法第24条第3項の規定による均衡の原則により決定されているところでございます。

別府市といたしましては、この法律に従い職員の給与を決定していかなければならないものと認識いたしておりますが、別府市単独では、これら国や他の地方公共団体職員及び民間事業従事者の給与等を調査・比較することが困難であるため、これまで人事院が民間等の調査を行った結果としての勧告及び大分県人事委員会が同様に行った結果の勧告に準じて給与決定を行ってきたものでございます。これによりまして、民間事業者の給与については職員の給与に反映できているものと認識しております。

26番(泉 武弘君) 民間の給与実態、勤務実態が公務員の勤務実態、給与実態と大きく乖離しているということは、先ほど県民所得、分配所得、それから市の皆さん方の平均給与、管理職の中でも部課長ということで説明をさせていただきました。これから見ていきますと、民間との実態の乖離が余りにも大き過ぎる、この中で再任用職員まで期末手当・勤勉手当を出しているというのは、くどいようですが、これはもう市民は怒りますよ。

では、今回人事院勧告で凍結案が出されました、人事院勧告で給与の凍結が出されました。これが民間給与に影響するという平野議員のお話がありましたけれども、公務員はこれだけではないのです。給与のほかにも実は大変優遇されている。

20年度の職員の特別休暇の取得日数を見ていきますと、夏期休暇というのがあります。これは夏期休暇は、市長が認めれば夏期休暇を与えることができるということで条例の定めがあ



ります。この中で市長部局を見ますと、夏期休暇が3,210日間、教育委員会を見ますと472日間、水道局を見ますと390日間、合わせて4,067日間の夏期休暇が、特別に市長が認めて公務員だけに与えられています。市長、これは年休のほかにあなたが必要と認めて与えた。これ一つにしても、民間との勤務実態とは実は大きく離れている。

私が考えるには、やはり民間の給与を十分考慮した給与水準にしないと、大分市の給与水準がこうだから、別府市がこのくらいの給与水準ということにはならないのですね、市町村の分配所得、給与所得を見ますと。やはり今回の人事院勧告そのものだけではなく、別府市の場合は基本的に給与を見直すべきだと思いますが、その点については、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

総務部長（中尾 薫君） お答えいたします。

もう議員もすでに御存じのことだろうと思いますが、多くの分野、課題の解決、水準を議論するときには、通常日本では産業別でございまして、同一同種のもの基準を大きな参考にしてなされております。現在の市職員の給与や勤務条件についても、その延長線上にあるものだというふうに考えております。しかしながら、議員御指摘の地場の経済情勢などを十分しんしゃくすべきではないかというのは、地方自治体運営の基本でもございます。そこら辺を十分考えながら検討をすべきものというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） 「同一業種の賃金形態を参考にして」という、今、部長の答弁がありました。それができない。もう間尺に合わないから窓口業務を、特に3出張所15名については再任用でやろうということなのですね。やはりそういうふうに時代の背景とか時代実勢とか時代の要請に基づいて、賃金・給与というのは変わるべきだという持論を私は持っているのです。

特に民間の方が、この前、職員厚生会のこともお話ししましたけれども、税というのは年金受給者、母子家庭、父子家庭、寝たきりの家庭、今、職を失った方もいらっしゃるかもしれない、そういう方々の税によって支えられている。そういう民間生活者の給与実態が非常に厳しいときは、それに合わせた手当等をやはり改善すべき、これはもう当然改善しなければいけない。このことを厳しく指摘をして、今後の推移を見ていきたい、このように思っています。

それからもう一つ、国保税の繰上充用の問題がありました。端的にお尋ねします。今の国保税について、先ほど申し上げました市民の、いわゆる市民所得が大分県の中で右肩下がりに著しい下がり方をしているのが別府市なのですね。こういう中で、担税能力があるというふうに当局はお考えですか。

保険年金課長（加藤陽三君） 担税能力があるかどうかということなのですが、確かに先ほども答弁いたしましたように、約5割の方が法定の軽減措置を受けておることです。ただ、しかし国保会計におきましては、相互扶助の制度に基づきまして、そういうものに支えられながらやっていかなければならないということでもあります。

26番（泉 武弘君） 恐らく課長の気持ちの中に、「おれに『担税能力があるか』と聞かれても、ないと思っても『ない』と言えんではないか」、こういう気持ちがあるかもしれません。

市長ね、私の場合が約1割が国保税なのです、所得の1割が国保税なのです。重いですね。本当に、やっぱり国保税の通知書が来ましたら、「うっ」というぐらい酷税です。重税であり、酷税です。もうこの機会に一般会計の税の繰り入れをもってしても、やっぱりもう担税能力を越している部分については、勇断をもってすべき時期に来ているのではないかと。今までのように、この世界的同時不況の前のように、何とか水準を維持している時代と違って、もう所得、生産、すべてが右肩下がり、急激なダウン。市長、これはもう特に英断をもって対応してほしいな、このことだけお願いをして、私の質疑を終わります。

議長（野口哲男君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の議案2件については、委員会付託を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の議案2件については、委員会付託を省略し、これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 日本共産党を代表して、議第50号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についての一部に、反対の討論を行います。

議第50号は、市職員などの夏期手当を暫定的に減額するというもので、1条から5条までありますが、2条から5条について、つまり市長、副市長、議員、教育長、水道局管理者の減額には賛成、しかしながら、第1条の市職員の減額には反対であります。

その理由は、市長や議員などは、政治家として今の経済危機の中で政策的対応の責任の一端を担うべきであるからであります。

内閣府が5月20日に発表した1月から3月期の国内総生産・GNPの速報値によりますと、4.0%のマイナスで、年率換算では15.2%の落ち込みとなりました。世界不況の震源地アメリカは、年率換算で6.1%マイナス、ユーロ圏16カ国は1.0%弱のマイナスで、日本は欧米に比べても急激な落ち込みです。その原因は、外需に依存し、内需をないがしろにした、こう言われる日本経済の脆弱な特異体質が、この機会に一挙に破綻をしたことにあります。

この10年間、大企業が先を争って正社員を減らし、派遣などの低賃金の非正規労働者に置きかえてきました。その結果、輸出が1.8倍に伸びたのに対して、個人消費は1.1倍と停滞しております。そこへアメリカ発の大不況が襲い、大企業はその対応策として、ため込んだ巨額の内部留保金や株式配当を維持しつつ、20万人とも40万人とも言われる派遣切りで切り抜けようとしているのであります。この雇用破壊が、さらに個人消費を冷え込ませるといふ悪循環に陥っております。

今回の提案は、民間の夏期手当が大幅に減額されていることを理由にしておりますが、これは際限のない賃下げ競争の一環であることを物語っております。5月21日の衆議院総務委員会で我が党の塩川議員が、「民間の一時金引き下げの口実に使われるのでは」と質問したのに対して、人事院の谷総裁も、「多くの方に何らかの影響を与える」と答弁をしております。

こうした賃下げ競争が、国民の消費購買力を冷え込ませ、日本経済に悪影響を与えることは明らかであります。働いても働いても年収200万円にも満たないいわゆるワーキングプアが1,000万人を超える。こういう状況を解消するために、民間の最低賃金を大幅に引き上げ、だれもが人間らしい暮らしができるようにすることこそ、今日の最大の政治課題であるということ指摘して、反対討論を終わります。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の議案2件について順次採決を行います。

初めに、議第49号平成21年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（野口哲男君） 起立全員であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第50号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（野口哲男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成21年第1回別府市議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成21年第1回別府市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時59分 閉会